

柏崎刈羽所員ID不正入室

規制庁立ち入り検査へ

東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）の所員が他人のIDカードで中央制御室に不正入室した問題で、原子力規制委員会事務局の原子力規制庁が同原発への立ち入り検査を実施する方針であることが、同庁への取材で分かった。

規制庁は九日、東電に原因を分析し三月十日までに報告するよう指示した。報告を受けた上で、規制委の会合で検査内容や期間を議論し、正式決定する。

規制庁によると、検査では、当日の所員らの詳細な行動やIDカードの管理態勢などを調べ、核物質を扱う事業者のルールを定めた「核物質防護規定」に違反する点がないか確認。違反が認められれば改善命令を出す。

規制庁や東電によると、不正入室は昨年九月二十日に発生。中央制御室勤務の二十代男性所員が、自分のカードが見つからなかった

ため、無施錠の同僚のロッカーからカードを持ち出した。制御室がある防護区域出入り口の警備員は、男性所員の顔とカードを見比べて疑いを持ったが入域を許可。本人確認ができずエラ―警報が出たのに、別の警備員も身分確認を徹底せず出入り口の扉を開けるなどした。

問題が起きた三日後の昨年九月二十三日には、規制委が柏崎刈羽6、7号機の再稼働の前提となる「保安規定」の審査で、原子力事業者としての東電の適格性を認める判断をしていた。規制庁は同二十一日に東電から報告を受けたが、更田豊志委員長らに伝えていなかった。